

RCEP 協定活用における 実務上の注意点について

～中国のRCEP協定に関する制度情報 専門家
による政策解説～

2023 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<ポイント>

- RCEP 協定における規則は比較的複雑であることから、企業は同協定の適用を受ける過程（認定輸出者制度の利用や原産地証明書、企業税還付の申請など）で様々な問題に直面している。
- 認定輸出者制度は RCEP 協定における注目ポイントの一つであり、同制度の申請にあたっては、登録地の税関に事前に高級認証企業（AEO）の認定を申請する必要がある。
- 税関による製品の原産地属性に対する審査は、製品の事前審査の段階で行われ、製品の詳細や貿易契約などの資料を提出する必要がある。
- 企業は法定の手続きに従い、過払いの関税の還付を主管税関に申請することができる。

2022年1月1日に「地域的な包括的経済連携協定」（以下「RCEP 協定」という）が正式に発効しました。中国では、中央政府と地方政府が様々な政策と措置の公布を通じて RCEP 協定の質の高い実施を促進しており、企業もこれを積極的に活用しています。しかし、RCEP 協定のルールは比較的複雑であるため、RCEP 協定における優遇措置の適用を受ける際、企業は様々な問題に直面しています。本稿では、これらの問題について典型的な事例を収集・整理し、特に認定輸出者制度、原産地証明書、関税（特に税金の計算、税還付）などの分野の代表的な問題を取り上げて、説明します。

1. 認定輸出者の申請

RCEP 協定における注目ポイントの一つである「認定輸出者制度」は、輸出国の政府当局等から認定を受けた輸出者（企業）に原産地証明の自己申告を認める制度です。認定輸出者となった企業は、貨物の輸出時に税関への原産地証明書の発給申請が不要となり、企業は自主的にそれを発行し、中国国外で優遇税率を享受することができます。その効力は税関が発給する原産地証明書に等しく、企業の通関対応上の効率は飛躍的に向上します。関連法の規定は比較的にあいまいな部分もありますが、認定輸出者の申請実務について紹介します。

(1) 申請条件

「[中華人民共和國税関認定輸出者管理弁法](#)」（税関総署令第 254 号）第 4 条の規定によると、認定輸出者は以下の条件を満たしていなければなりません。

- (ア) 税関高級認証企業への該当
- (イ) 関連する特惠貿易協定に基づく原産地規則を理解していること
- (ウ) 原産地資格の文書管理に係る完備された制度を確立していること

(2) 申請方法

- 高級認証企業（AEO : Authorized Economic Operator）となるための申請
 - (ア) 企業が税関高級認証企業の申請を行う場合、「[税関高級認証企業基準](#)」（税関総署公告 2022 年第 106 号）に則り、「内部統制」「財務状況」「法令遵守規範性」「貿易安全性」という 4 つの類別基準との照合を行う。企業による自社評価の結果がこれらの基準を満たしていた場合は、登録地税関の企業管理部門に申請する。

- (イ) 登録地税関による審査（企業が提出した申請資料に問題がなく、記入事項が完全かつ規範的であった場合、税関は申請を受理して「高級認証企業申請受理書」を交付）。
- (ウ) 直属の税関による審査、認証作業の実施および企業に赴いた上での実地認証を実施する。
- (エ) 直属の税関による決定（認証企業管理を適用する場合には、税関は「高級認証企業証書」を発給。認証企業管理を適用しない場合には、税関は「認証企業不認定決定書」を交付）。

- 「認定輸出者」となるための申請

- (ア) 「[『中華人民共和国税関認定輸出者管理弁法』の関連事項の実施に関する公告](#)」

- (税関総署公告 2021 年第 105 号) の第 1 条の規定に基づき、申請者は認定輸出者の認定を申請する場合には、「[中国国際貿易単一窓口](#)」または「[インターネット+税関](#)」[一体化オンライン事務プラットフォーム](#)上の「認定輸出者管理情報化システム」（以下、認定輸出者システム）を通じて「中華人民共和国税関認定輸出者認定申請書」を提出し、企業の経営許可証、AEO 証書および企業の中英文の印影のスキャン文書を附带的にアップロードする必要がある。

- (イ) 主管税関による審査（認定の条件を満たした場合は、税関は認定書を発給して番号を付与する。当該認定書は郵送完了日をもって発効する。認定条件を満たしていなかった場合は、税関は「認定輸出者不認定決定書」を交付）。

- (3) その他の関連情報

- (ア) 認定輸出者の有効期限は発効から 3 年であり、有効期間が終了する 3 カ月以内に管轄の税関に更新申請を行う。
 - (イ) 認定輸出者は、認定輸出者システムを通じて更新や抹消、情報変更、貨物情報の提出、原産地証明の発行などの事項を処理する必要がある。
 - (ウ) 税関は認定輸出者システムを通じて申請者と認定輸出者に文書を交付し、認定輸出者の申請の審査結果を通知する。

2. 原産地証明書の発給申請

原産地証明書は商品の原産地（すなわち貨物の生産地または製造地）を証明する証明文書の一種です。これは輸入国側での輸入貨物に対する関税待遇の確定、貿易統計の実施、特定の国家からの輸入数量の制限および統制の実施を行うに当たり、主要な根拠となります。大まかなイメージとして、原産地証明書は当該商品の国際貿易を行う際の「経済的な国籍」や「パスポート」に当たります。実務においては、多くの企業関係者から製品の原産地属性の審査方法に関する照会を頻繁に受けます。これらの質問に回答する前に、まず原産地証明書に係るオンライン申請を行う際のフローを理解する必要があります。

ステップ 1：原産地企業届出の申請

ステップ 2：企業による RCEP 協定原産地証明書のオンライン申請

ステップ 3：RCEP 協定原産地証明書の現場での発給または自社でのプリントアウト

なお、「[中華人民共和国輸出入貨物原産地条例](#)」（国务院令第 416 号）第 18 条によると「貨物の輸出業者は輸出貨物の原産地証明書の発給申請を行う際は、まず発給機関での登録手続きを行い、規定に従って輸出貨物の原産地を事実の通りに申告し、輸出貨物の原

産地証明書の発給に係る必要資料を発給機関に提供しなければならない」と規定されています。

また、「[中華人民共和国税関『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理法](#)」（税関総署令第255号）の第35条の規定によると、企業の出産地証明書申請を審査する際に、証明書発給機関は一般的には以下の方法を通じて貨物の出産資格と出産国（地域）を確認します。

- (ア) 申請者への、貨物の出産資格と出産国（地域）に関する情報・資料の追加的な提供の要求
- (イ) 輸出貨物の生産設備、加工工程、原材料・部品の生産資格、出産国（地域）および輸出貨物説明書、包装、商標、荷印および出产地表記の現地確認
- (ウ) 関連の契約書、インボイス、帳簿その他関連資料の調査・閲覧・複製

上述の法的規定からも明らかとなり、企業は RCEP 協定出产地証明書の受給申請前に、税関への届出を先に処理しなければならず、製品の出产地属性の審査を含む事前審査の段階は上述のステップ1において行われます。また、これまで税関に出产地証明書の申請を行った経験がない企業を対象とする届出手続きと事前審査の流れは、次のとおりとなります。

- (ア) 2019年10月15日から2022年12月29日まで「二証合一」（2つの証明書を1つにまとめる措置）が実施され、企業は対外貿易事業者届出が完了すると、同時に出产地企業届出も自動的に完了する。企業は「[インターネット+税関](#) [全国一体化プラットフォーム](#)」または「[中国国際貿易単一窓口](#)」上にログインし、統一社会信用代码を入力し、出产地企業届出の情報を調査・閲覧することができる。
- (イ) 2022年12月30日をもって対外貿易事業者届出は廃止されており、必要性を有する企業は「[インターネット+税関](#) [一体化プラットフォーム](#)」または「[中国国際貿易単一窓口](#)」上にログインし、出产地企業届出を税関に申請することができる。2019年10月15日から2022年12月29日までの期間中に、各地の商務部門において対外貿易事業者届出を完了した企業は、出产地企業届出が同時に完了し、出产地証明書の受給申請資格を既に自動的に取得しており、上述のルートを通じた届出の再実施を要しない。
- (ウ) 企業申請者情報の維持管理。「企業申請者」とは RCEP 協定出产地証明書上における署名を企業から授権された者をいう。企業は「[インターネット+税関](#) [一体化プラットフォーム](#)」または「[中国国際貿易単一窓口](#)」にログインし、申請者情報の維持・管理を行う必要がある。
- (エ) 証書発給製品の事前審査。証明書発給の加速を目的とし、生産型企業は証明書を発給する製品の事前審査を申請することができる。企業は「[インターネット+税関](#) [一体化プラットフォーム](#)」または「[中国国際貿易単一窓口](#)」上の「製品事前審査」と記されたモジュール内において申請を行うことができる。
- (オ) 企業は出产地企業届出の完成後に、「[中国国際貿易単一窓口](#)」を通じて出产地電子データを発送し、税関に提出して審査を受けることができる。

なお、その他の種類の出产地証明書を税関に既に申請したことのある企業は、上述の段取りを省略することができます。

ステップ2とステップ3の内容については、「[原産地証明の原産判定・証明書発行の一連の流れ・手続きと留意点](#)」と題する報告書において既に紹介していますので、紙幅の制限により本稿においては説明を省略させていただきます。

3. 過払い関税の還付申請

実務においては、多くの企業の方から、何らかの理由で過払いとなった関税の還付の可否について照会を受けます。関連法の規定と実務上の取扱方法からも明らかとなり、企業はRCEP協定の税率よりも低い、その他の税率の適用を受けることができる場合において、RCEP協定の税率基準に従って既に納税を行っていた場合は法定の手続きに従って過払いの関税の還付を税関部門に事後請求することができます。

(1) 根拠となる規定

(ア) 「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」第2章第4条第2項

他の締約国の原産品は、当該締約国において当該原産品を対象として実施されている最恵国税率が、附属書I（関税確約表）中の当該締約国の定める関税率よりも低かった場合には、「[世界貿易機関を設立するマラケシュ協定](#)」に従い、輸入時に当該最恵国税率の適用対象とする。

(イ) 税関総署公告2021年第119号（2022年度関税調整案の執行に関する公告）

最恵国税率がRCEP協定税率よりも低く、またはRCEP協定税率に等しかった場合において、RCEP協定に規定が設けられていたときは、当該規定の適用を受け、RCEP協定に規定が設けられていなかったときは、いずれか低いほうの適用を受ける。

(ウ) 「[中華人民共和国輸出入関税条例](#)」（国务院令第676号）第52条第2項

納税義務者は、税金を納め過ぎていたことが判明した場合、納税日から1年以内に、過払いの税金に、同時期における普通預金利息を加算した額の還付を書面の形式をもって税関に申請することができる。

(2) 申請書類

申請書類については「[中華人民共和国税関輸出入貨物徴税管理弁法](#)」（2018年改正。税関総署令第240号）第58条に基づいて、以下の申請書類を準備する必要があります。ここで留意しなければならないポイントは、実務上、税関の所在地によって必要な申請資料が異なる可能性がある点です。そのため、準備段階から現地の税関に必要な資料について事前に確認することが推奨されます。

(ア) 還付申請書

(イ) 税金の還付義務を証明することができる資料

(3) 申請手続き

「[中華人民共和国税関輸出入貨物徴税管理弁法](#)」第64条によると、還付申請書の提出後の手続きは具体的に以下のとおりとなります。

(ア) 税関は納税義務者からの還付申請を審査し、申請資料が完備されており、所定の様式を満たしていた場合には申請を受理する。税関による申請資料の受領日が、受理日となる。

(イ) 申請資料が完備されていなかった場合、または所定の様式を満たしていなかった場合には、税関は申請資料の受領日から5営業日以内に、修正を要するすべての内容

- を納税義務者に一括で通知する。修正後の申請資料の受領日が、還付申請の受理日となる。
- (ウ) 税関は受理日から 30 日以内に調査と確認を行い、還付手続きの実施または税還付申請の却下を納税義務者に通知する。
- (エ) 納税義務者は、税関から税還付の認可通知を受けた日から 3 カ月以内に、関連の税還付手続きを行わなければならない。

＜日系企業へのアドバイス＞

- 企業は RCEP 協定によってもたらされる税関監督管理上の新たな変化、および企業の輸出入コンプライアンス管理に対して提起される潜在的な新たな要求に綿密に注意することが推奨される。
- 中国国内の企業は税関の規定する基準に基づいて自社評価を事前に行うことができ、条件を満たしている企業は認定輸出者への認定を申請することができる。当該制度を活用した場合、原産地証明書の受給申請の段階における時間を節約し、外国貿易の通関上の効率を大幅に向上させ、企業のコストを引き下げることができる。
- 原産地証明書の受給を申請する必要がある企業は、発給機関での登録手続きや原産地証明書発給に係る必要資料の提出など一連の事前届出を主体的に行い、届出手続きと事前審査に係る資料を準備しておく必要がある。
- 企業は目下適用を受けている税率が最適な税率なのか否かを入念に照合し、仮に最適な税率ではなかった場合には、必ず納税日から 1 年以内に税還付を主管税関に申請しなければならない。

金誠同達法律事務所

参考資料・情報

- 中国税関総署「[中華人民共和国税関認定輸出者管理弁法（中華人民共和国税関総署令第 254 号）](#)」（2021 年 11 月 23 日）
- 中国税関総署「[『税関高級認証企業基準』の公開に関する公告（中国税関総署公告 2022 年第 106 号）](#)」（2022 年 10 月 28 日）
- 中国税関総署「[『中華人民共和国税関認定輸出者管理弁法』の関連事項の実施に関する公告（税関総署公告 2021 年第 105 号）](#)」（2021 年 12 月 10 日）
- 中国国務院「[中華人民共和国輸出入貨物原産地条例（中華人民共和国国務院令第 709 号）](#)」（2004 年 9 月 3 日）
- 全国人民代表大会常務委員会「[中華人民共和国對外貿易法](#)」（2022 年 12 月 30 日）
- 中国税関総署「[中華人民共和国税関『地域的な包括的經濟連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法（税関総署第 255 号令）](#)」（2021 年 11 月 23 日）
- 中国税関総署「[中華人民共和国税関輸出入貨物徵稅管理弁法（税関総署令第 240 号）](#)」（2018 年 5 月 29 日）
- 中国国務院「[中華人民共和国輸出入關稅条例（国務院令第 676 号）](#)」（2017 年 3 月 1 日）

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230012>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp